

1 業務委託事項

(1) 業務委託名

令和8年度（2026年度）熊本市フッ化物塗布事業業務委託

(2) 目的及び概要

う蝕予防に有効な手段の1つであるフッ化物塗布を幼児に行うことで、幼児のう蝕り患率の改善を図るとともに、保護者の幼児期における歯科保健に対する関心を高めることを目的に、仕様書及び熊本市フッ化物塗布実施マニュアルに基づいてフッ化物塗布を実施する。

(3) 履行場所

熊本市内及び県内他市町村の実施医療機関

(4) 履行期間

令和8年（2026年）4月1日から令和9年（2027年）3月31日まで

2 担当部局

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市健康福祉局健康福祉部 健康づくり推進課

電話 096-328-2145（直通）

FAX 096-351-2183

メールアドレス kenkouzukuri@city.kumamoto.lg.jp

3 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 原則として、熊本市業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱（平成20年告示第731号）第5条に規定する参加資格者名簿に登録されている者であること。さらに、業種として、第1分類「検査業務」・第2分類「健康診断業務」での登録をしていること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による再生手続の開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (4) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成18年告示第105号）第3条第1号の規定に該当しないこと。
- (5) 熊本市から熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱（平成21年告示第199号）に基づく指名停止を受けて

いる期間中でないこと。

- (6) 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。
- (7) 業として本件業務委託契約に係る業務を営んでいること。
- (8) 過去3年の間、本市との契約において、違反又は不誠実な行為を行ったものであって契約の相手方として不適当と市長が認めるものでないこと。
- (9) 熊本県内に実施場所を有すること。
- (10) 熊本市フッ化物塗布事業実施マニュアルに基づきフッ化物塗布、歯科保健指導が実施できること。

4 申請手続等

(1) 申請書、仕様書等の交付期間及び方法

令和8年（2026年）2月26日（木曜日）から令和8年（2026年）3月12日（木曜日）まで

熊本市ホームページへ掲載するほか、希望する場合は2の担当部局で配布する（担当部局での配布は熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第32号）第1条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）。郵送又は電送（ファックス、電子メール等）による交付は行わない。担当部局での配布は、午前9時から午後5時まで。熊本市ホームページにおいては、その運用時間内においてダウンロードできる。

(2) 申請書等の提出方法等

本件の参加希望者は、業務委託参加資格確認申請書及び業務委託参加資格審査調書その他の必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、業務委託参加資格の有無については市長の確認を受けなければならない。提出方法等は、次によるものとする。

ア 提出書類及び提出方法

持参、郵送又は電送（電子メール）により提出すること。郵送する場合は、一般書留又は簡易書留のような送達記録が残る方法よることとし、送達記録が確認できない方法により郵送されたものは受け付けない。電送（電子メール）により提出する場合は、必ず当該ファイルにパスワードを付与するとともに、電話で着信を確認すること。

- (ア) 業務委託参加資格確認申請書（様式第1号）
- (イ) 業務委託参加資格審査調書（様式第2号）
- (ウ) 役員等名簿及び照会承諾書（別紙1）
- (エ) 市税滞納有無調査承諾書（別紙2）

※ (ウ) 及び (エ) については、熊本市業務委託契約等に係る競争入札等参加者等の資格等に関する要綱第5条に規定する参加資格者名簿に登録されていない者に限る。

イ 提出期限

令和8年（2026年）3月12日（木曜日）午後5時まで
郵送する場合は、令和8年（2026年）3月12日（木曜日）ま
でに必着のこと。また、不慮の事故による紛失又は遅配については
考慮しない。電送（電子メール）により提出する場合は、提出期限
までに着信確認を行うこと。

ウ 提出部数

1部とする。

エ 提出先

(ア) 持参又は電送（電子メール）の場合

2の担当部局

(イ) 郵送の場合

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市長（熊本市健康福祉局健康福祉部 健康づくり推進課）宛
また、封筒の表面に申請する「業務委託名」及び「業務委託参加
資格確認申請書在中」を明記すること。

オ 留意事項

様式については、申請書等提出日時点において記載すること。

(3) 業務委託参加資格の確認

業務委託参加資格の確認については、申請書等の提出期限日をもっ
て行うものとし、結果（業務委託参加資格がないと認めた場合はその
理由も含む。）については、書面により通知する。

5 業務委託参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 業務委託参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌
日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、市長に対して業務委
託参加資格がないと認めた理由を、書面（様式は自由）により説明を求
めることができる。

(2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終
日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた
者に対し書面により回答する。

6 仕様書等に対する質問

(1) 仕様書等に対する質問がある場合においては、次のとおり質問書を
提出すること。

ア 提出方法

書面（様式は自由）により持参又は電子メールにて提出すること。

ただし、電子メールの場合は、必ず電話で着信を確認すること。

イ 提出期間

令和8年（2026年）2月26日（木曜日）から令和8年（20
26年）3月12日（木曜日）まで（休日を除く。）の午前9時か

ら午後5時まで。

ウ 提出先

2の担当部局

(2) (1)の質問書に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。なお、熊本市ホームページにも掲載する。

ア 閲覧期間

令和8年(2026年)3月13日(金曜日)までに開始し、令和8年(2026年)3月20日(金曜日)までとする。

イ 閲覧場所 2の担当部局

7 業務委託先決定方法

業務委託参加資格の確認及び次に示す令和8年度(2026年度)熊本市フッ化物塗布事業の指示価格による業務の実施が可能な場合、委託先として決定する。

【令和8年度(2026年度)熊本市フッ化物塗布事業業務委託料(消費税込)】

- ・フッ化物塗布事業委託料 1,100円
- ・事務手数料(医療機関の取りまとめ事務を行う場合) 55円

8 契約方法

この案件は、電子契約にて締結することができる。なお、電子契約を行う場合、契約の締結にあたって、契約締結の確認の依頼のために使用する電子メールアドレスは、3(1)に掲げる参加資格者名簿に登録する際に申請したメールアドレスとする。その他、熊本市電子契約実施要綱(令和7年10月1日施行)に定めるところによる。

9 その他の留意事項

(1) 当事業は、熊本市市議会令和8年第一回定例会の議決の内容によっては変更となる場合がある。

(2) 手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約保証金

熊本市契約事務取扱規則第22条の定めるところにより、受託者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結の時までに納付すること。ただし、利付国債の提供又は金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、同規則第22条第2項第1号から第8号に該当する場合は、当該保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

(4) 契約書(案)

熊本市ホームページへ掲載するほか、2の担当部局で閲覧に供する。

(5) 申請書等に関する事項

ア 提出期限までに申請書等を提出しなかった場合は業務委託参加

者として認められないものとする。

- イ 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
 - ウ 提出された申請書等は、返却しない。
 - エ 提出された申請書等は、業務委託参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
 - オ 提出期限後における申請書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。
 - カ 申請書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、この申請書等は無効とし、業務委託参加資格の取消し、業務委託先決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。
- (6) 業務委託先決定後契約締結までの間に、受託者が3に規定する業務委託参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。
- (7) 申請書類等は、黒色のペンまたはボールペンで記入すること（消せるボールペンは不可）。